

熊本県立玉名高等学校同窓会ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は熊本県立玉名高等学校同窓会ホームページ上の広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、熊本県立玉名高等学校同窓会（以下「同窓会」）として品位を妨げないものであって、次の事項のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 2) 宗教性、政治性のあるもの
- 3) 公序良俗・品位に反するおそれのあるもの
- 4) 前各号に掲げるもののほか、同窓会がホームページに掲載する広告として適当でないとするもの

(広告の規格)

第3条 1枠 縦50×横145ピクセルとする。

(広告掲載料)

第4条 1枠あたり広告掲載料年間10,000円とする。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、広告掲載が承認・掲載された日から1年間とする。

- 2 サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。
- 3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。
- 4 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了1ヶ月前に同窓会より通知される案内によるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告掲載を希望するもの（以下「申込者」）はホームページ上にある「ホームページ広告掲載申込・変更申請書」により必須事項を記入し、同窓会事務局に申し込むものとする。

(広告記載の決定)

第7条 同窓会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告内容の責任)

第8条 広告原稿に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(広告掲載料の支払い)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、同窓会指定口座へ振り込みをするか、事務局へ直接支払いをする。

振り込み手数料は広告主が負担するものとする。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は次の各号に該当する場合は、ホームページ上にある「ホームページ広告掲載申込・変更申請書」により必須事項記入し、同窓会事務局へ届け出を行う。

- 1) 広告掲載を取り下げるとき
- 2) 広告を差し替えるとき
- 3) リンク先のホームページのアドレスを変更するとき
- 4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

(広告掲載の取り消し)

第11条 同窓会は次の各号に該当する場合、広告掲載を取り消すことができる。

- 1) 広告掲載料を納付しなかったとき
- 2) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- 3) 広告主から「ホームページ広告掲載申込・変更申請書」により、広告掲載を取り下げる旨の届出があった場合

(広告掲載料の返金)

第12条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、納付済みの広告料は返金する。

付則 この要綱は、令和3年6月25日から施行する

熊本県立玉名高等学校同窓会事務局